

共済
NEWS

公告広報
No.115

公 告

平成24年三職共公告第9号

定款の一部変更について

三重県市町村職員共済組合定款（昭和37年公告第1号）の一部を別紙のとおり変更したのでこれを公告する。

平成24年9月10日
三重県市町村職員共済組合
理事長 河上 敢 二

発行所	三重県市町村職員共済組合 津市万町津173 三重市町村会館内
発行人	北 恭 一 郎
電 話	(059)-228-2938

三重県市町村職員共済組合定款の一部変更について

三重県市町村職員共済組合定款(昭和37年公告第1号)の一部を次のように変更する。

第9条第5項中「三重県市町村職員退職手当組合、三重県自治会館組合」を「三重県市町総合事務組合」に改める。

附 則 (平成24年9月10日公告第9号)

この変更は、公告の日から施行する。

三重県市町村職員共済組合定款新旧対照表

変 更 後	変 更 前
<p>(選挙区) 第9条 (略) 2～4 (略) 5 第3項の規定の適用において一部事務組合、広域連合、特定地方独立行政法人及び職員引継一般地方独立行政法人の選挙区は、その事務所の所在する市町村の属する選挙区に含めるものとする。ただし、<u>三重県市町村総合事務組合</u>及び組合の選挙区は、第2区とする。</p>	<p>(選挙区) 第9条 (略) 2～4 (略) 5 第3項の規定の適用において一部事務組合、広域連合、特定地方独立行政法人及び職員引継一般地方独立行政法人の選挙区は、その事務所の所在する市町村の属する選挙区に含めるものとする。ただし、<u>三重県市町村職員退職手当組合、三重県自治会館組合</u>及び組合の選挙区は、第2区とする。</p>